

平成31年4月8日

保護者 様

海南省立海南中学校

## 気象警報等に係る学校給食の取扱いについて

台風の接近等による気象警報発表時等における学校給食の取扱いについて、下記のとおりとさせていただきますので、御理解賜りますようお願いいたします。

### 記

- 1 台風の接近等により、海南省に「警報（暴風、大雨、洪水、暴風雪、大雪）」「特別警報」等が発表される可能性が高いと予測される場合  
→ 前日に給食を中止するかどうかを判断し、「給食中止」の場合は、学校から文書等で連絡します。
- 2 前日に「給食中止」を決定しなかった場合  
→ (1) 午前6時に「警報」「特別警報」等が発表されている場合、「給食」は中止します。  
(2) 午前6時以降も「警報」「特別警報」等が継続されている場合は、解除の時刻に応じて次のとおりとします。
  - ①午前9時までに解除された場合、登校して午前中、授業を行います。  
「給食」は中止となっていますので、午前中で下校します。
  - ②午前9時以降、正午(12時)までに解除された場合、午後1時30分までに登校して、授業を行います。(昼食は自宅で食べてから登校してください。)
  - ③正午(12時)までに解除されなかった場合は、臨時休業とします。  
(3) 午前6時以降に「警報」「特別警報」等が発表され、生徒が既に登校している場合については、和歌山地方気象台等からの情報を判断し、給食を食べてから下校する場合と、給食を食べずに下校する場合があります。
- 3 気象警報発表等に伴う経費の負担について  
登校後に気象警報等が発表された場合、学校では安全確保を第一に考え、状況に応じて下校します。その際、給食が配送されている場合等は、和歌山地方気象台等からの情報を判断し、喫食後に下校する場合があります。  
なお、給食調理開始後に気象警報等が発表され、喫食せず下校した場合、保存可能な牛乳や食材は後日の給食に使用しますが、処分が必要となる食材の経費についてはご負担いただくこととなりますので、ご了承ください。